

テレビカード利用約款

第1条(約款の趣旨)

株式会社サンクス・レント(以下「当社」といいます。)は、テレビカード(以下「カード」といいます。)をこの約款にしたがって取り扱うものとし、カードの所持者(以下「お客様」といいます。)は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条(カードが利用できる場合)

- ① お客様は、カードを購入した病院内の当社の指定する商品またはサービスについて、券面記載の範囲内で、ご利用いただけます。ただし、当社がカードの利用ができないものとして指定したサービス等の代金のお支払いにはご利用いただけません。
- ② カードは、購入した施設内に設置されている当社指定のカードリーダーにより、ご利用できません。

第3条(カードが利用できない場合1)

次の場合には、カードをご利用いただくことはできません。

- ① カードが偽造または変造されたものであるとき。
- ② お客様がカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたカードであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。
- ③ カードに記載された有効期間を経過したとき。

第4条(カードが利用できない場合2)

カードの破損、カードリーダーの故障、停電等により、設置してあるカードリーダーでカードのご利用可能残高を読取ることができないときは、カードをご利用いただけません。

第5条(カードの再交付をする場合)

- ① カードリーダーでカードのご利用可能残高の読取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客様は、当社が定める方法でカードを提出し、カードの再交付を受けることができます。
- ② 前項の取扱いに際し、カードのご利用可能残高は、電磁記録により確認します。
- ③ 前項により確認したカードが未使用でないときは、第8条第1項の規定にかかわらずカードの交付に代えて現金で返還することがあります。

第6条(カードの再交付をしない場合1)

ご利用可能残高の読取りが不能で、残高の確認もできない場合には、カードの再交付を受けることはできません。また、カードに記載された有効期間を経過した場合、カードの再交付を受けることはできません。

第7条(カードの再交付をしない場合2)

カードは、盗難、または紛失された場合等には、カードの再交付をいたしません。

第8条(換金の原則禁止)

- ① カードは、現金との引換えはできません。
- ② お客様の事情によらずにカードの利用が著しく困難になったと当社が認める場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、当社が定める方法でカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高相当分の金額の払戻しを受けることができます。
- ③ お客様の事情によりカードの利用が著しく困難になったと当社が認める場合には、前2項の定めにかかわらず、お客様は、当社が定める方法でカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高から当社が定める手数料を控除した金額の払戻しを受けることができます。

第9条(取扱いの変更)

カードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

第10条 (お客様ご相談窓口)

カードまたは本約款に関するご質問、ご相談は、当社までご連絡いただくものとします。

附則

この約款は、平成22年8月1日から適用します。

大阪府枚方市禁野本町1丁目16番1号203
株式会社 サンクス・レント
Tel 072-840-0125